

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(22) 波 長多重 機能	専らIP通信に係 る波長と専ら映像 通信に係る波長と を多重する機能	アイ以外の場合	月額	2,086円	_____
		イ 光局内スプリッタ において波長を多重 する場合	月額	625円	_____

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(22) 波 長多重 機能	専らIP通信に係 る波長と専ら映像 通信に係る波長と を多重する機能	アイ以外の場合	月額	1,404円	_____
		イ 光局内スプリッタ において波長を多重 する場合	月額	422円	_____

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7114号）

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。